



県紋章

つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月15日（金） 第10182号

目次

	ページ
規 則	
○介護保険法施行細則を廃止する規則（介護高齢課）	2
○群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害政策課）	2
○群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計管理課）	6
告 示	
○免税軽油使用者証の無効（税務課）	7
○同	7
○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）	7
○森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項（林政課）	8
○道路の区域変更（道路管理課）	9
○道路の供用開始（同）	9
○道路の区域変更（同）	9
○同	10
○道路の供用開始（同）	10
○道路の区域変更（同）	10
○同	11
○道路の供用開始（同）	11
○同	11
○同	12
○同	12
○同	12
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	13
○都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課）	14
○都市計画事業の変更認可（都市整備課）	14
○同	14
○同	15
公 告	
○道路位置の指定（建築課）	15
公安委員会規則	
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）	15
落 札	
○落札者等の決定（警察本部会計課）	16
正 誤	
○令和6年2月26日群馬県教育委員会規則第7号（学校人事課）	16

■規則

介護保険法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八号

介護保険法施行細則を廃止する規則

介護保険法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十一号)は、廃止する。

附則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている廃止前の介護保険法施行細則の規定による書類については、廃止前の介護保険法施行細則の規定は、なおその効力を有する。

群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第九号

群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年群馬県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「書面によるものとし、その様式は、様式第一号のとおりとする」を「様式第一号によるものとする」に改める。

第八条を次のように改める。

(身体障害者手帳の交付の申請書)

第八条 施行規則第二条第一項に規定する申請書は、様式第五号によるものとする。

第八条の二を次のように改める。

(医師の診断書等及び身体障害者の写真)

第八条の二 施行規則第二条第二項第一号に規定する医師の診断書及び同項第二号に規定する意見書は、様式第五号の二によるものとし、同項第三号に規定する身体障害者の写真は、様式第五号の三によるものとする。

様式第五号の二を削る。

様式第五号中「~~〇〇~~」を「~~〇〇~~」に改め、同様式を様式第五号の二とする。様式第四号の次に次の様式を加える。

様式第5号(規格A4)(第8条関係)

身体障害者手帳交付申請書

写真
縦4cm×横3cm

申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者(15歳未満の児童の申請は、保護者の氏名等)

フリガナ		生年月日	
氏名			
(通称 有・無)			
居住地	〒 _____		
※ 個人番号			
本人(15歳未満の児童)との続柄		電話番号	

※15歳未満の児童の保護者が申請する場合、保護者の個人番号の記載は不要です。

15歳未満の児童(15歳未満の児童の場合記入)

フリガナ		生年月日	
氏名			
(通称 有・無)			
居住地	〒 _____ <input type="checkbox"/> 申請者に同じ		
個人番号			

群馬県知事 へ

私は、身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

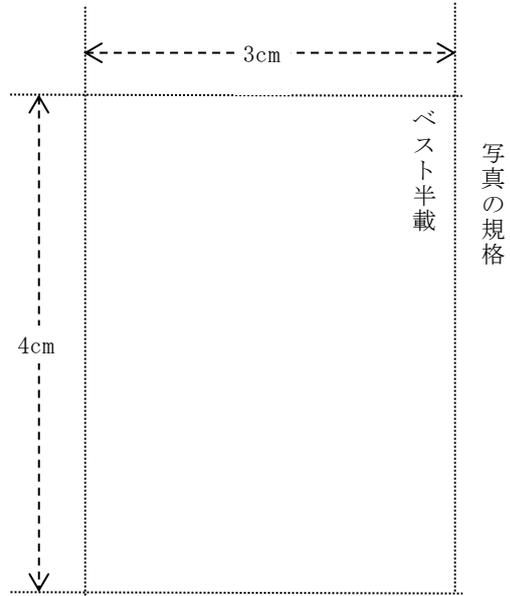
群馬県受付日	市町村受付日

様式第五号の二を次のように改める。

様式第5号の3(第8条の2関係)

(備考)

- 一 写真は脱帽して上半身を写したもの(申請者の申出により、群馬県知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)であること。
- 二 身体障害者手帳申請の時から一年以内に撮ったものであること。ただし、特別の事情があるときであつて、その写真によつて本人を認識する上に支障がないときは、この限りでない。



附則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県身体障害者福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県身体障害者福祉法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十号

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県収入証紙条例施行規則（昭和四十一年群馬県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表使用料の項第三号中「第六条第二項」を「第四条第二項」に改め、同表手数料の項第二十五号中「第八号」を「第十二号」に改め、同項第九十五号の三中「第六項及び第七項」を「及び第六項から第八項まで」に改め、同項第九十五号の五中「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例例」を「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例」に改め、同項百四号の三を削る。

別表第二の一般証紙の項中

「 （収入証紙） 」	を	「 （収入証紙） 」
「 （収入証紙） 」		に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表手数料の項第九十五号の三及び別表第二の一般証紙の項の改正規定は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第53号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を 交付した事務所	亡失年月日
農業	04-00449	令和4年5月6日から 令和6年3月31日まで	高崎行政県税事務所	令和5年9月1日

◎群馬県告示第54号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を 交付した事務所	亡失年月日
農業	08-00268	令和4年3月1日から 令和6年3月31日まで	利根沼田行政県税事務所	令和5年5月10日

◎群馬県告示第55号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名MiPLA、MIPLA、N-Methyl-N-isopropyl lysergamide）及びその塩類
- (2) 2-{ [(4-ブトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名Butonitazene）及びその塩類
- (3) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン（通称名N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和6年3月16日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第56号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

1 区域及び期間

(1) 区域 前橋市、藤岡市、昭和村、太田市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林

(2) 期間 令和6年4月6日から同年5月25日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破砕し、又は焼却すること。

4 命令しようとする理由 1 (1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1 (2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎群馬県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	145号	吾妻郡東吾妻町大字松谷字新井5111番地先から同郡中之条町大字伊勢町字上原674番の7地先まで	前	6.6～67.9 12.4～242.0	13050.0 12678.0
			後	6.6～67.9 12.4～242.0	13050.0 12678.0

◎群馬県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
一般国道	145号	吾妻郡東吾妻町大字松谷字久々戸124番の3地先から同郡同町大字厚田字中村863番の2地先まで	令和6年3月20日 午後3時

◎群馬県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	高崎東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字川戸字宮前1458番の1地先か	前	7.8～12.9	50.1

		ら同郡同町大字同字同14 61番の2地先まで	後	10.3~14.0	50.1
--	--	---------------------------	---	-----------	------

◎群馬県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	中之条草津線	吾妻郡中之条町大字上沢渡 字唐操原外1国有林46林 班う2小班地先から同郡同 町大字同字同外1国有林4 6林班な6小班地先まで	前	10.9~26.4	385.4
			後	10.9~40.5	385.4

◎群馬県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	中之条草津線	吾妻郡中之条町大字上沢渡字唐操原外1国有林46林班う2小班地内	令和6年3月15日

◎群馬県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課、群馬県前橋土木事務所及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル

県道	苗ヶ島飯土井線	前橋市飯土井町1231番の1地先から伊勢崎市波志江町2783番地先まで	前	—	—
			後	11.3～18.8	650.0

◎群馬県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	郷原停車場線	吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村853番の7地先から同郡同町大字同字同876番の1地先まで	前	13.8～25.3	150.2
			後	13.8～44.2	150.2

◎群馬県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	郷原停車場線	吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村853番の7地先から同郡同町大字同字同876番の1地先まで	令和6年3月15日

◎群馬県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
一般国道	299号	多野郡神流町大字神ヶ原字ハシリヲチ345番の3地先から同郡同町大字同字平593番の1地先まで	令和6年3月25日 午後3時

◎群馬県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川大胡線	前橋市富士見町小暮字八幡876番の9地先から同市同字同874番の1地先まで	令和6年3月15日

◎群馬県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	館林藤岡線	邑楽郡板倉町大字除川字尾崎前1254番地先から同郡同町大字同字舟渡下2106番の18地先まで	令和6年3月15日

◎群馬県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	駒形柴町線	前橋市駒形町字一里塚1041番の1地先から同市同字同1040番の1地先まで	令和6年3月15日

◎群馬県告示第69号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和6年3月15日

群馬県知事 山 本 一 太

三本木地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県藤岡市三本木字下山の区域内の土地のうち、次の1点から12点までを順次結んだ線及び1点と12点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 1点 北緯36度12分36秒8852
東経139度03分00秒9405
- 2点 北緯36度12分36秒5757
東経139度02分59秒2470
- 3点 北緯36度12分37秒3381
東経139度02分58秒7997
- 4点 北緯36度12分38秒4256
東経139度02分58秒9520
- 5点 北緯36度12分39秒2700
東経139度03分00秒0672
- 6点 北緯36度12分39秒5467
東経139度02分59秒1920
- 7点 北緯36度12分40秒7564
東経139度02分59秒7270
- 8点 北緯36度12分39秒8848
東経139度03分01秒1338
- 9点 北緯36度12分38秒3275
東経139度03分01秒4001
- 10点 北緯36度12分38秒0008
東経139度03分02秒4931
- 11点 北緯36度12分36秒8234
東経139度03分03秒2372
- 12点 北緯36度12分36秒0212
東経139度03分02秒7079

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県藤岡土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第70号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、伊勢崎都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画道路 3・4・64号 萩原下武士線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 伊勢崎市境下武土地内
- 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

◎群馬県告示第71号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画道路事業 3・4・36号 上新田前箱田線
- 3 事業施行期間 平成29年9月12日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 一級河川 滝川（樋越橋）

◎群馬県告示第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 富岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 富岡都市計画公園事業 8・5・1号 中高瀬観音山遺跡歴史公園
- 3 事業施行期間 平成11年9月21日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 みどり市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 みどり都市計画公園事業 5・4・1号 西鹿田グリーンパーク
- 3 事業施行期間 令和元年11月8日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

■ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字上野田字小井出1205-3、1205-4、1206-7、1206-8、1233-4、1234-4、1223の一部、1234-1地先水路の一部	延長 122.66 幅員 4.75 ～6.29 有効幅員 4.60 ～6.14	群馬県指令前土第304-10002号 令和6年2月29日
2	同	甘楽郡甘楽町大字天引字下平95-4	延長 31.88 幅員 5.01 ～5.02	群馬県指令高土第253-4号 令和6年2月8日

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

群馬県公安委員会委員長 五十嵐 清 隆

群馬県公安委員会規則第5号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「2通を」を「を群馬県警察本部交通部交通規制課長又は」に改める。

別記様式第1中「署長意見」を「所属長意見」に、

年 月 日 提出	を	年 月 日 提出	に改める。
群馬県 警察署		<input type="checkbox"/> 交通部交通規制課 <input type="checkbox"/> 群馬県 警察署	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年3月15日

群馬県警察本部長 重 永 達 矢

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県警ヘリコプター「あかぎ」アグスタ式A109E型の耐空証明更新整備及び無線局（航空機局）定期検査更新整備の追加整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年1月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 5 随意契約に係る契約金額 40,535,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

■ 正 誤

○教育委員会規則正誤

令和6年2月26日群馬県教育委員会規則第7号（群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第10176号	6	上欄	21～ 22	文総報告の基準	文総報告
		下欄	25	当該公立学校等会計年度任用職員	公立学校等会計年度任用職員
			31	教育委員会	人事委員会

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
